

令和4年第2回
湖北環境衛生組合議会定例会会議録

開会

令和4年10月4日

閉会

湖北環境衛生組合議会

令和4年第2回湖北環境衛生組合議会
定例会会議録

令和4年10月4日（火曜日）午後3時00分開会

議事日程

令和4年10月4日（火曜日）午後3時00分開会

- 日程第1 議席の指定
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 会議録署名議員の指名
 - 日程第4 監査委員の選挙
 - 日程第5 議会運営委員会委員の選任
 - 日程第6 議案第4号
 - 日程第7 一般質問
 - 日程第8 議案質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した案件

- 日程第1 議席の指定
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 会議録署名議員の指名
 - 日程第4 監査委員の選挙
 - 日程第5 議会運営委員会委員の選任
 - 日程第6 議案第4号
 - 日程第7 一般質問
 - 日程第8 議案質疑・討論・採決
-

出席議員 13名

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 鈴木康仁君 | 8番 | 櫻井健一君 |
| 2番 | 岡野孝雄君 | 9番 | 小倉博君 |
| 3番 | 村上泰道君 | 10番 | 吉村慎治君 |
| 4番 | 関口忠男君 | 11番 | 櫻井繁行君 |
| 5番 | 徳増千尋君 | 12番 | 長島幸男君 |
| 6番 | 高野要君 | 14番 | 鈴木俊一君 |
| 7番 | 鈴木行雄君 | | |

欠席議員 1名

13番 村田春樹君

法121条により出席した者

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 管理者 | 谷島洋司君 | 会計管理者 | 鈴木隆之君 |
| 副管理者 | 島田幸三君 | 事務局長 | 嶋田勉君 |
| 副管理者 | 宮嶋謙君 | 総務課長 | 佐藤謙治君 |

副 管 理 者 田 所 和 弘 君

職務のため出席した者

課 長 補 佐 古 渡 正 好 君 | 主 幹 金 子 桂 子 君

令和 4 年 10 月 4 日（火曜日）

午後 3 時 00 分開会

○議長（関口忠男君） 会議を開催するにあたり、議場内の皆さまにお伝えいたします。

今般の新型コロナウイルスの感染症防止のため、議員及び執行部の発言を含み、議場内でのマスクの着用を許可いたします。

なお、傍聴席につきましては、飛沫感染や 3 密防止のため、座席の間を空ける必要から、本日は 6 席に減らしましたことをご了解願います。マスクの着用や消毒液による手指の消毒などご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は 13 名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 4 年第 2 回湖北環境衛生組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

初めに、先の小美玉市長選挙で当選されました島田幸三君とかすみがうら市長選挙で当選されました宮嶋謙君が、組合格約第 8 条第 2 項の規定により、副管理者に就任されましたのでご報告いたします。

次に、小美玉市選出の木村喜一君が小美玉市議会議員を辞職されたことに伴い、後任に鈴木俊一君が選出されました。また、かすみがうら市選出の宮嶋謙君がかすみがうら市議会議員を辞職されたことに伴い、後任に吉村慎治君が選出されましたのでご報告いたします。

新たに組合格会議員となられました方々の議席は、ただいまご着席の議席をもって、仮議席といたします。

次に、監査委員から、令和 4 年 7 月分までの例月出納検査報告書が提出されておりますので、ご報告申し上げます。

なお、報告書は事務局に保管してありますので、ご覧くださいませようお願いいたします。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、議長において今期定例会に出席を求めた者の職氏名は、

| | | | |
|---------|-------|-----------|-------|
| 管 理 者 | 谷 島 君 | 会 計 管 理 者 | 鈴 木 君 |
| 副 管 理 者 | 島 田 君 | 事 務 局 長 | 嶋 田 君 |

副 管 理 者 宮 嶋 君

総 務 課 長 佐 藤 君

副 管 理 者 田 所 君

以上であります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

日程第1 議席の指定

○議長（関口忠男君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回選出されました方々の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指名します。

10番 吉 村 慎 治 君

14番 鈴 木 俊 一 君

以上であります。

日程第2 会期の決定

○議長（関口忠男君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（関口忠男君） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、

14番 鈴 木 俊 一 君

1番 鈴 木 康 仁 君

の両名を指名いたします。

日程第4 監査委員の選挙

○議長（関口忠男君） 次に、日程第4、監査委員の選挙を行います。

本件は、監査委員1名が欠員となるため、組合規約第10条第2項の規定に基づき、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

た。

監査委員に、鈴木康仁君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました鈴木康仁君を、監査委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

鈴木康仁君が議場におられますので、本席から、会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

鈴木康仁君から、ご挨拶をお願いいたします。

○監査委員（鈴木康仁君） ただいま、監査委員で指名されました鈴木康仁です。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第5 議会運営委員会委員の選任

○議長（関口忠男君） 次に、日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

本件は、議会運営委員会委員1名が欠員となっているため、組合議会委員会条例第3条の規定により、議長において指名いたします。

議会運営委員会委員に、小倉博君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました小倉博君を、議会運営委員会委員に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第6 議案第4号

○議長（関口忠男君） 次に、日程第6、議案第4号・令和3年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

直ちに、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） 本日ここに提案いたしました議案について、概要をご説明申し上げます。

議案第4号・令和3年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について。

本件は、過日、監査委員の審査をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、審査意見書を添えて議会の認定をいただくべく、本日提案をいたしました次第でございます。

令和3年度一般会計歳入歳出決算の概要は、歳入総額503,193,841円、歳出総額415,448,225

円となりました。

これにより、令和3年度の実質収支は、87,745,616円の黒字となりました。

次に歳入歳出決算の款別の状況でございますが、まず歳入では、分担金及び負担金406,833,000円、使用料及び手数料6,796,490円、繰越金89,325,908円、諸収入238,443円となりました。

次に歳出では、議会費799,638円、総務費29,319,847円、衛生費385,328,740円、公債費0円でした。

決算の詳細につきましては、事項別明細書に記載してございますので、ご参照願います。

以上が提案いたしました議案の概要でございます。

十分ご審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（関口忠男君） 次に、監査委員より決算審査の結果についての報告を求めます。

監査委員・鈴木康仁君。

○監査委員（鈴木康仁君） 監査委員の鈴木康仁です。それでは、決算審査結果報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付されました、令和3年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類につきまして、令和4年7月27日に審査をいたしましたので、ご報告申し上げます。

審査に当たりましては、一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び関係帳簿、証拠書類等により収入支出の照合を行うとともに、その計数の正確性、予算の執行などの決算に関する審査基準に基づいて審査を行い、併せて関係職員の説明を聴取しながら執行いたしました。

その結果、審査に付された決算書並びに関係調書はいずれも関係法令の規定に準ずる仕様となっており、その計数は正確であることを確認いたしました。

また、施設の処理運転については、平成17年度の新規稼働以来今日まで、適性かつ正確な体制が構築されており、構成市からのし尿等は遅延なく円滑に処理されていることを確認いたしております。

以上が決算審査の報告となります。ご審議の程よろしく願います。

○議長（関口忠男君） 以上で、提案理由の説明及び決算審査の結果報告は終わりました。

日程第7 一般質問

○議長（関口忠男君） 次に、日程第7、一般質問を行います。質問は通告の順にこれを許します。

6番・高野要君。

○6番（高野要君） 6番・高野要です。2点ほど質問させていただきます。

1点目、湖北環境衛生組合自治振興助成金について伺います。詰める問題ではないのでね、執行部の方も淡々と答えてください。この問題については現在まで、度々質問をして参りましたが、一向に問題解決に向けて検討してる様子は感じられません。初めに申し上げますが、皆さんが取扱っているお金、そのお金です。それは税金です。全てではないでしょうが、市民の皆さまからお預かりしたお金が入っていること絶対に忘れないでいただきたい。

それを踏まえ質問に入りますが、まず、この自治振興助成金の支出根拠ですが、目的は何なんでしょうか。条例の第1条に目的は規定されております。し尿処理場事業に対する住民の理解と認識を深め、生活環境に係る地区自治の振興を図るためとあります。地区自治の振興のために助成金を支払うことは、私も分かります。しかし、その前提には、し尿処理場事業に対する住民の理解と認識を深めるわけです。補助金の使途について、私も情報公開請求で実績報告書資料を取り寄せました。防犯灯の電気料などに充てているのではないかと思われれます。その中で、私が見た中で、令和元年度には集落センターの借地料や火災保険料が実績報告書で訂正されています。補助の実績額と確定額が違うので、補助の対象となったのかは定かではありませんが、実際、集落センターの借地料や火災保険料は、し尿処理場に対する住民の理解や認識を深めることができるのですか。これが理解や認識とどう整合性があるのかと思うところがございます。令和2年度には集落センターの修理代、令和元年度には案内看板の修理代など集落センターの維持管理費に充てられていることも多いのではないかとおもいます。これはあくまでも、維持管理費ではないですか。まず、何度も申し上げますが、目的はし尿処理場に対する住民の理解と認識を深めることが前提にある。その上で、地区自治の振興を図るのに集落センターの借地料や保険料でどうしてし尿処理場の認識を深めることができるのですか。お伺いをいたします。

次に、条例の施行規則では助成金の上限に対して規定されております。条例では当該年度の予算の範囲内と規定されていますが、その上限の率については施行規則で規定されていること。この理由についても伺います。なぜ、この率をあえて規則で定めるのか。条例で助成金の内容、しかも、年度の予算内と規定しているのに、なぜ率だけは規則なんでしょうか。規則は、主に事務の手続きの流れが規定されていると思います。その中で、なぜか率が決められているのが非常にそぐわない。私は感じを受けます。

また、その地区による率が違うことに関して、年度によって割合の中で上げたり下げたり決めてしまうわけです。この地区によって違うことこそ、条例でこの助成金で定めるのであれば議論するべきではないのですか。助成金を出すのであれば、きちっと議論を重ね、制定すべきではないかと思うわけです。なぜ補助金の内容は条例で定め、しかしながら、もっと重要である率に関しては規則で決めてしまう。その理由は何なのかをお伺いします。

次にですね、取扱要領です。取扱要領では、初めに、この助成金事業の趣旨が書いてあ

り、そこには生活環境に係る地区自治の振興を図るためと始まっています。し尿処理場の理解と認識を深めることはどこへ行ったんですか。し尿処理場の理解と認識を深めるために助成金を出しているのに、その文言を消してしまったら、ただの自治振興なんです。し尿処理場はどこへ行ったのか。大変不可解であります。多くの人などがですね、条例など見ないでこの要領を見るのではないかと私は思うわけでありまして。そんなですね、要領の作り方だから住民の人はですね、何でもかんでも助成金の対象だって思ってしまうんです。思わせているんです。

そうして、この要領には地区住民の生活環境を向上させるために必要な事業、地区住民の生活の安全対策事業と書いてあります。事業とは何なんですか。私は、し尿処理場の理解と認識を深める事業、その地区にはし尿処理場、いわゆる迷惑と言われる施設がこれはあるかも知れませんが。しかしながら、地域の人が地区のイメージアップのために花を植え活動をしたり、コサ払いをしたり、少しでもきれいなイメージをもってもらうために活動することに助成金を出すことには、何の異論もないわけでありまして。おかしいとも思いません。集落センターの借地料、保険料、修繕費、これが活動ですか。ただの維持管理ではないですか。それほどこの地区に行っても同じです、維持管理費は。東府中地区だけではなく、土地を借りればお金はかかる。建物があれば保険料を払う。この要領で言う保険料という、そういう固定費的な保険料ではなく、地域の活動を行うときの、私は皆さんが事業イベント等を行う時のスポット的な保険料、こういうものが本来の保険料ではないかと思うわけでありまして。この要綱に記載されている事業とは、どのようなものか具体的にお答えください。維持管理費が活動になる根拠をきちっと説明してください。

次に、令和3年度は、この助成金や市から補助があるため地区の区費が半分になったそうです。地区のお金が潤沢なわけです。しかし、これは全部税金です。このような施設があるから潤沢になる。そうなんですか。初めに言いましたが、その原資には石岡市、小美玉市、かすみがうら市、それぞれの市民の税金が入っているわけです。しかもです。このプラントが造られる際には、それぞれの地区にそれ相応のお金が環境整備費といった迷惑料で入っているわけです。しかもです。この平成30年度にいきなりこの助成金できたわけです。おかしくはないですか、普通に考えて。なぜ石岡には他にも斎場や小美玉市には霞台もあります。なぜ石岡のこの場所だけ、それも1地区、区費を減らすことができるほどのお金を配っているんですか。あえて配っていると申し上げます。だったら斎場や霞台でもこの助成金を出すべきではないのかと思います。管理者の皆さんいかがですか。これが不公平という言葉ではないですか。急に、しかも、なぜ湖北環境衛生組合だけに助成金を出す理由を教えてください。しかも、潤沢であるとのことで、区費を減らすような状況になっても出し続ける理由。お金が余っているのに出し続ける理由、お伺いをいたします。そこで、これは助成です。義務ではないはずですが。その辺のところをしっかりとお考えいただき、ご答弁を願いま

す。

次、2点目の移転ですね。施設の移転について伺います、ということですが、この施設ももう半世紀を超えているのかなというふうに思います。その中では、施設があまりにもお粗末なために長い間その周辺に穴を掘り、そしてし尿を埋めてまいりました。そういった中で、し尿処理場に大きなバックホーがあるというのも異様な光景であります。そんなことで、あまり重すぎて途中から穴があいて道路に漏れる。それで水田に入ってしまう。そういったことが長く長く続いたわけでありまして。しかしながら、地元の方々は何にも言いません。50年間です。そこでこの地区に努力してきました。このし尿処理場でやってくれたのは、その当時は迷惑料ももらっておりませんし、ただの水ぐらいであったのかなと思います。

しかしながら、私がここで移転問題を切り出しておりますのは、そのように半世紀にもわたり、その3市町村が今3市ですけども、そういったことのし尿の処理に貢献してきた。協力してきた。しかしながら、その答えはこの6年間非常に地元民を圧迫し、言いようのない状況であります。新しい管理者の人は分らないかもしれないですけど。草刈りについても、別に地域の人はこのプラントを建てる時にお願いされて始まったことで、何も悪くない。債務負担行為や随意契約違反。これは勝手に執行部がやったことです。それをいかにも地元民が悪いというような感じの中で進められ、裁判も2度、3度。裁判においては5年間やってきました。そして、5年間の中で地元の人達、皆さんにお願いされた委員会ですね、には問題ないということが裁判ではっきりしたわけでありまして。

しかしながら、その間に何が起きたかという、覚書きがあります。覚書きを反故にすれば地元の人達にも問題があります。ですから、草刈りを止めずに5年間やってきました。しかしながら、その間に今泉市長は地元にお世話になっておりながら、契約の解除、覚書きの解除をしました。銀行でも何でも覚書きの解除なんてのは、まず有り得ない話なんです。今泉市長はやってのけたんです。それで今は和解という形になりましたけど、地元では草刈代500万、これを反故にされました。島田穰一市長は必ず払ってやる、ずっと言っていました。坪井市長は一言も語りません。そういう状況の中で、今日に至っているわけです。そして、今もこの助成金で、このような地区の人達がわずか50万、30万のお金で部落が2つに分かれて、それで嫌な思いをしております。それを一向に解決しようとしません。それはどこに問題があるのかなど。地区の住民も解決できません。それは執行部、管理者の皆さんがやるしかない。

ということで、私がここで移転を持ち出しましたのは、この地区が元に戻るのには、この施設がなくなれば、それで戻るんです。ですから、もし、もう何年耐用年数考えているか知れないですが、学校は28年いりますから、おそらく30年ぐらいだと思っんで。とにかくですね、早くここから小美玉市さん、かすみがうら市さんにね移転していただければ、この町内

もですね、みんな仲良くまたね、暮らしていけるなど。そういう思いがありまして、私はこの移転についてお聞きするわけでございます。移転問題、簡単なね問題なんでしょうけども、私達にはそういう思いがあつての移転計画を聞いているわけでございますので、真摯にお答えください。よろしく願いいたします。

まず移転から先じゃなくて、質問から先お答えください。

○議長（関口忠男君） 事務局長・嶋田君。

○事務局長（嶋田勉君） じゃあ、まず1項目について、1項目の自治振興助成金についてお答えいたします。地区自治の振興を図るために、集落センターの借地料や保険料でどうしてし尿処理場の認識を深めることができるのかについてお答えいたします。集落センターの借地料や火災保険料につきましては、要領等で本事業の対象となっていないために支給いたしておりません。

次に、助成金の上限の率について、規則で規定されている理由についてお答えいたします。基本的な骨格項目のみ条例で定め、それ以外の細部については地域からの要望等に即時に対応できるよう規則で決めました。

次に、取扱要領に理解と認識の文言がない見解についてお答えいたします。この助成金の根拠は条例に記載のとおり、し尿処理場の認識を深めることでありますが、この要領については読みやすさを重視したため、記載の方はしておりません。しかしながら、このように趣旨が分かりづらいと思われることがあることであれば、今後の課題とし、改善を図って参りたいと思います。

次に、要領に記載されている事業は、どういうものがあるかというご質問にお答えいたします。自治振興活動であれば、老人会と各世代ごとの勉強会などを想定しております。環境美化活動であれば、コサ払いや花植え活動、安全対策活動であれば、ガードレールの設置、防犯灯の設置等でございます。

次に、維持管理費が活動になる根拠について答弁いたします。維持管理費といっても全ての維持管理費が対象になってくるわけではなく、対象活動をするために係る維持管理費等は交付対象にいたしております。今後とも精査を行い、適正な執行に努めて参りたいと思います。

次に、斎場や霞台にある処理施設等の施設があるんですけども、なぜ湖北環境にだけ区費をなぜこの箇所だけに交付金を出しているのかとの質問についてお答えいたします。この制度は地域の実状を鑑みて制定されたものです。本事業は実際に支払われたものに交付しております。

次に、2点目の施設の移転についてお答えいたします。湖北環境衛生組合石岡クリーンセンターの移転についてですが、処理施設の一般耐用年数は40年程度となっております。本施設も稼働から既に17年経過しておりますが、まだ利用できる施設でございますので、現時点で

の移転は考えておりません。しかしながら、臭い等の問題で地元にご迷惑をおかけしているのも事実でありますので、既に運転時間の変更などの対策を講じておりますが、問題を解決すべく、昨今、焼却処理施設の停止を決定し、現在、再来年度までに実現できるよう改造計画の準備を進めているところです。

以上です。

○議長（関口忠男君） 6番・高野要君。

○6番（高野要君） 分かったような分かんないような感じでございます。まあ、一生懸命ね、答弁してるのは分かるんですが。1つにね、今最後に申しましたけど、なぜその〇〇支払うってそんな答弁ないと思うんですけど。やはり、迷惑施設と言われて3か所あったわけですね。そしたらどこの地区でもね、こういった施設があれば同じだと思うんですよ。市長さん方集まって聞いてもらえれば。何でここだけにそういうものを持ってきたのか。これはあくまでも付度なんですよ。選挙運動かもしれませんよ。付度なんです。

それとですね、もう1つよく聞いてほしいのは、3地区を対象にしている、そもそもね、管理者聞いてくださいね。1地区にだけ告知して、1年間もあと2地区は放置して、伝えることなく。そんでこの助成制度始まったんです。明らかに市長の付度なんです。私は、そういうところを付度だと言われぬようにね、地域に万遍なく配慮して、霞台、小美玉さんもそうです。地域とも相談してね。いらぬって言えば別ですよ。そういったことがどうなのかと。今のところ何を言っているのか分からないです。〇〇払うんだって。それを詰めてもしょうがないでしょうからいいですけど、やっぱり公平ね、皆さん平等ね、税金ですから、そのように私はすべきじゃないかと思えますよ。

あとは、さっきの何ですか。えーっと、施行規則ね。規則で決めとくんならね、規則で決めとくと言いながらこれはですね、規則じゃないんですよ。最初に決めたときは、条例で議決です。であったらね、金の動きとかそういうものは、きちんと議決してもらえれば何でもないじゃないですか。それを自分で都合のいいようにね、金を動かすだなんてのはもってのほかですよ。そうでしょ。それも相談なしに。その辺のところから間違ってるんじゃないですか、考えが。

まあ、それで次に行きます。ただいま説明を受けたところですが、果たして全ての市民が、その助成金が適正だと思うのでしょうか。他の市町村でも補助金や交付金は減らされていませんか。どこの市町村でも財政が厳しいという話は聞くわけです。補助金が減らされたなどよく聞く話です。現状、石岡市でも補助金などは見直しをかけているのではないのでしょうか。財政状況から見ても当然のことなのかもしれません。そのような中、急遽出来た助成金、しかも何の事業に充てているのか、とても不明瞭な助成金かと思っております。

しかし、始まりの特定の地区にのみ連絡をし、現在も対象となっている地区にも関わらず、2地区の方々はこのような不公平な補助金はいらぬと言って申請もしていないようで

す。この方々がですね、本当に助成金を理解した立派な方々なんですよ。意味が市長分かりますか。申請している地区以外は、その助成金は不公平過ぎて、とてももらえるものではない。納得できる助成金ではないと、明確な意思表示を組合に出しているわけです。誰が悪いのですか。管理者です。このような状況でも助成金を出し続ける。斎場も霞台も、湖北環境衛生組合にだけ出す。非常に不公平でとても納得できる助成金ではないはずですよ。何度も言います。これは地区への付度です。言葉悪く言えば、握り金ではないですか。汗はかいておりません。以前の草刈は、きちっと6,000㎡というような草刈をしております。その労働の対価です。今後もその助成金を出し続けるんです。この不公平かつ不明瞭な助成金についてどう考えているのか、私はお伺いをいたします。助成金とかそういったものは、確かにどこの地区でも欲しいものです。でもしっかりした、やはり皆さんがこのような騒ぎがないように整理して、それからが助成なんです。頼まれたからお前にやる。それはない話ではないかなと思います。

今後ですね、この助成金について、私はあげるんであれば公平に。公平でなければやめてもらいたい。そのようなことを思っております。どのように考えているのか大変恐縮ではございますが、管理者、副管理者にご答弁を求めます。

それとですね、もう1つ、移転についてはですね、40年ということもね、お聞きしましたんで、それを急に動かすというわけにはいかんでしょうけども、やはり地区に揉め事を作ったり地区の方に迷惑をかけているんであれば耐用年数ではない。それは早急に出ていくべき。私は判断いたします。

答弁は以上です。この件に関しては。

○議長（関口忠男君） 事務局長・嶋田君。

○事務局長（嶋田勉君） 自治振興助成金についてお答えいたします。本事業は施行から既に4年を過ぎました。その中で、本助成金を活用されている地区は毎年1地区のみとなっております。組合といたしましても、交付対象3地区全てにご活用いただけるような事業にすべく、事業の効果検証を踏まえて見直しをする時期と考えております。

○議長（関口忠男君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） お答えいたします。自治振興助成金事業につきましては、先程事務局長が答弁したとおりでございます。やはり、周辺地区住民の皆様が有効に活用できる事業であるべきと考えておりますので、今後もより良い事業となるよう進めて参りたいと思っております。

〔「あの、分からなければね、結構です。石岡の副市長お答えください」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 副管理者・田所君。

○副管理者（田所和弘君） お答えいたします。高野議員からご質問がございました自治振興助成金につきまして、確かにあの公平性という観点は非常に大事だと思っております。現

時点で3地区について1地区のみの支出ということになっております。それぞれの地区でもですね、思いがたくさんあると思います。公平に出すのか、あるいは出さないのかも含めましてですね、やはり、事務局長答弁しましたけれども、見直しということについては検討すべきなのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（関口忠男君） 副管理者・島田君。

○副管理者（島田幸三君） 大変私も詳細な部分は、ちょっとよく分からないところがあるんですが、行政はですね、常に市民・住民に当たっては、公正公平でなければならないということが私の考えです。お願いします。

○議長（関口忠男君） 副管理者・宮嶋君。

○副管理者（宮嶋謙君） 自治振興助成金につきましては、その名目はともかくといたしまして、支えていただいている近隣の住民の皆さまの自治振興のお役に立つべく制度があるべきだというふうに考えておりますので、今後も引き続き、どういう方法がいいのかしっかりと検討をして参りたいと考えております。

以上です。

○議長（関口忠男君） 以上で通告による質問は終了いたしましたので、これをもって一般質問を終結いたします。

日程第8 議案質疑・討論・採決

○議長（関口忠男君） 次に、日程第8、議案質疑を行います。質疑は通告の順にこれを許します。

6番・高野要君。

○6番（高野要君） 6番・高野要です。議案第4号・令和3年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について。湖北環境衛生組合自治振興助成金について伺います。決算書10ページ、款・2総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の18. 負担金補助及び交付金のうち、自治興助成金50万円について伺います。

まず1点目、この助成金の対象地区、助成対象事業、助成金充当金額について伺います。

2点目、この助成金の財源は何になるのか。

3点目、助成金額に関し、令和元年度、令和2年度、令和3年度と比べてどのような推移となっているのか。助成金50万円となる根拠として、内25万円は事務局長による区長への説明会で、100万円の内25万円は均等に3地区へ、残金の25万円については迷惑料で地元へ支給すると話されたと同っております。迷惑料とは何なのか。迷惑料ですね。当然ここでは迷惑はしてませんというような答弁。臭いもありませんとしてきましたが、ここへきて迷惑料がですね、助成金の中に出てきましたので、この迷惑料について伺います。この助成金が地区の総

会において、湖北環境衛生組合からの助成金があったため区費を半額としてると伺っているが、税金において、区費充当は私から見るとこれが寄付行為に当たるのではないかというふうにも感じ取れるところなんです、お伺いをいたします。

それからですね、2点目、補償補填及び賠償金について伺います。同じく決算書10ページ、款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の19. 補償補填及び賠償金について伺います。このですね、款項目節ございますが、備考欄にはですね、何も書かれておりません。これは決算書は、管理者がまとめて監査を受けるような手続きになっていると思いますが、管理者に伺いますが、真っ白です。何も書いてございません。この用途は何なんですか。2点ほどお伺いいたします。

○議長（関口忠男君） 事務局長・嶋田君。

○事務局長（嶋田勉君） まず1点目について、お答えいたします。助成金の対象地区、対象事業、助成金充当額についてお答えいたします。助成金の交付対象は、東府中地区、行里川、東大橋地区となっております。助成金の交付の対象となる事業は、生活環境に係る地区自治の振興を図るために必要な事業となっております。助成金の限度額は、管理者が当該年度予算の範囲内で決定することとなっております。

次に、助成金の財源についてお答えいたします。財源につきましては、構成市からの負担金の一般財源でございます。

次に、助成金に対しての実績についてお答えいたします。予算額は令和元年が60万円、令和2年が60万円、令和3年が100万円であり、交付額は令和元年が361,429円、令和2年が452,018円、令和3年が50万円となっております。

次に、助成金の50万円となる根拠につきましては、意見聴取会において3地区の意見を聞いた結果、所在地であることを考慮した上で上乗せしたことでございます。

次に、助成金が寄付行為に当たらないかとの質問につきまして、お答えいたします。本事業は、目的のため実際に支出されたものに対し交付するものであり、結果的に区費が削減することではあるかもしれませんが、組合として区費に対して支出しているものではございません。

2点目につきまして、補償補填及び賠償金についてお答えいたします。これは令和3年5月31日付けで水戸地裁土浦支部において、柏山浄化プラント対策委員会の委員長が原告となる平成29年ワ第262号請負代金請求事件の和解が成立したため、和解条項に則り令和3年6月25日付けで、その和解金100万円を支出したものです。

次に、備考欄の記載方法につきまして、今後皆さまに分かりやすくするためにも記載すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 6番・高野要君。

○6番（高野要君） この助成金の財源はそうですね、さっきの負担金になってくるかと思うんですけど、ただ後はですね、管理者が自由にお金を決められる。それは〇〇よろしいでしょうけども。当初はね、条例でね議決をいただいているわけですね。こういったお金は簡単にね、自分の胸三寸で決めていっていいのかということですよ。できるかもしれない。しかし、市民目線からいったらどうですか。市長がね、今回はお前のとこいくらやるよ、50%やるよ。お前のとこは25%。そんな稚拙な助成金はありませんよ市長。あなた個人の会社じゃないわけですから。行政ですから。行政には行政のルールっていうものがあるんです。あなたの胸三寸は決していけないと思うわけです。

あと、あの迷惑料ですがね、迷惑料についても、ここに建物が建っているからというような話でした。建物で何か迷惑になっているんですか。学校があります。保健所もあります。警察署があります。これ建物に迷惑ってのがあるんですか。何かそういうものがあります。どこかで建物が建っているから迷惑ですよとか。ピンク色のね建物とかね、それでも迷惑にはならないと思いますよ。皆さんが不快感を、だったらこれあの斎場もね、どこだ、向こうの霞台も、なんら大きな建物で建物建っているんですから迷惑料払ったらいじゃないですか。見た目が悪いとか何かだったら。言ってることがね、全然噛み合っていないですよ。分かりますか、皆さんが言ってること。この迷惑料25万円もお金なんです。建物が建ってて迷惑だと言ったらね、ちょっとこれ、あれですよ、他の施設も全部ね、ちゃんと迷惑料払ってやってください。払わなくちゃいけないですよ。公平公正とさっき小美玉市長も言ってましたけど、こういう理屈は理屈になんないと私は思いますので、きちっとやってください。これからも何かありましたら質問は続けて参ります。

それとですね、補償補填及び賠償金についてね、なぜこういうことなのかなという思っただけで呆れております。市長から監査する、市長はおそらく見てないんでしょう。まあ2回目、お伺いをいたします。

だいたいですね、この〇〇答弁をいただきました。要するに、果たしてこの助成金が適正なものなのか甚だ疑問であります。この問題は石岡市の問題ではないのか。よく局長さん方がですね、石岡の問題だから石岡で解決してくれよ、よく言われる。職員に聞くと職員がそう言う。他へ行くとそう言われるんです。本当に石岡の問題ですか。ここの会社を営んでいるのは3市です。私は地区の問題ではないと思っております。3市で構成されている一部事務組合です。かすみがうら市、小美玉市からも負担金をいただいて経営としているんです。それぞれの市の住民の方からお預かりしている大切な税金の一部をこの助成金に充てているということです。このような不公平な助成金制度を認めていては、少なくとも住民の方へは納得できる説明は出来ないんじゃないかなと思います。

以前もお話ししたかもしれませんが、この対象となる地区には、建設に際してですね、3地区にですね、25年間で7,000万円、20年間で5,000万という大金を地区へ支払いしております。

未だそのお金は残っているところもあるようです。なぜその状況で更に助成金が必要なのか。区費を50%減らしてやっていける地区へ支払う必要性があるのか。しかも、迷惑料という名目の助成の仕方が本当に適切なんですか。迷惑なことがあれば私は正すべきであると思うわけでありませぬ。決算ですので、この50万円について伺いますが、この50万円の支出は果たして適正だと考えますか。助成をするのであればですね、私は助成についての結果、今まで質問したことあります。条例に基づいた目的、し尿処理場への理解と認識を深めた結果です。何が生まれたのか、成果物です。結果はどうご説明出来ますか。市長にお伺いをいたします。

○議長（関口忠男君） 事務局長・嶋田君。

○事務局長（嶋田勉君） 結果についてお答えいたします。本事業につきましては、一定の効果があつたと認識しておりますが、しかしながら、対象地区内の1地区しか交付申請がないなど、全体事業としての改善の余地があると思っております。今後、見直しが必要だと考えております。

以上です。

〔「はい、分かりました。効果っていうものはね、そういう問題ではないんじゃないかなと思うんですね。1地区でも2地区でもね、きちっとしたこういうものが成果としてあがりましたよと。みなさん〇〇」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 6番・高野要君。

○6番（高野要君） あ、ごめんなさい。喜んで、そういうことだと思いますけども、まあこれから頑張っていくから。

○議長（関口忠男君） 高野議員、質問終わりなので。2回なので。

○6番（高野要君） あ、今度違う。

〔「一括だから」と呼ぶ者あり〕

○6番（高野要君） 一括か。最後のやつ。

○議長（関口忠男君） はい。

○6番（高野要君） あ、そうかそうか。はい、じゃあ分かりました。それで結構です。うっかり勘違いしちゃった。はい。

○議長（関口忠男君） 以上で通告による質疑は終了しましたので、これをもって議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は挙手によりこれを許します。

なお、討論は、原案に反対の討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。初めに、反対の討論はございませんか。

6番・高野要君。

○6番（高野要君） 6番・高野要です。討論をさせていただきます。

私は、この令和3年度の湖北環境衛生組合の決算に反対の立場から討論させていただきます。

1つに自治振興助成金の支出であります。この助成金の使途については納得が出来ません。助成金の目的を果たしていない。金額が著しく不公平である。さらに、今まで何度も改善を求めているにも関わらず何も変わらない。何度も言いますが、私は今のこの状態の助成金は必要ない、本当にそう感じています。はっきり言いますが、この助成金の支出は混乱を招くものでありますので、やめた方がいいと思っております。やるのであれば、前市長たちがやってきたように、こんな小銭でなく、1,000万、2,000万というような、本当に地域が潤うような助成をするべきだと思っております。なお、地方自治法の第232条の2では、公益上の必要がある場合においては、寄付又は補助することが出来るとされております。公益上必要な理由があれば、私には、公益上必要が未だに私は分かりません。

2つ目に、決算書のあり方です。人が分からない決算書が議会へ提出されたこと、これは非常に問題であると思えます。確かに、決算書の作成に当たっては、最後まで精査し提出することは非常に手間がかかることは分かります。だからと言って、内容が分からないもの、備考の部分を白紙で出す。これで審査しろと言っても我々も分からない。白紙のところを読めますか。ましてや、間違っているものであれば、この決算書の内容についても疑いを持ってしまう。このような状況で、この令和3年度の決算を認定することは出来ません。

以上、議員各位の賛同をお願いいたしまして、私の反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（関口忠男君） 次に、賛成の討論はございませんか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号・令和3年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔 賛成者起立 〕

○議長（関口忠男君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（関口忠男君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は議了いたしましたので、これをもって、令和4年第2回湖北環境衛生組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午後 4 時 01 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 関 口 忠 男

署名議員 鈴 木 俊 一

署名議員 鈴 木 康 仁